

財務省告示第三百九十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平成十九年十月三十日に発行した利付国債の発行条件を次のとおり告示する。

平成十九年十一月九日

財務大臣 額賀 福志郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項の適	振替法の適	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行行	発行行	経過利率
利付国庫債券（二十年）（第九十七回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第七	十六条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	株式会社かんぽ生命保険による株受け	額面金額で四百十六億円	四百十九億千六百十六万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十九年十月三十日	額面金額百円につき百円七十六	年二・二パーセント

の 払 込 み

行 役 会 長 は 、 払 込 金 額 に 加 え 、  
次 の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額 を  
第 十 八 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 い  
込 む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.2}{100} \times \frac{40}{365}$$

十 三

初 期 利 子

平 成 二 十 年 三 月 二 十 日 を 支 払 期  
と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た  
金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払 期  
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、  
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う ( 以 下 、  
次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て 規 定  
す る 期 日 に つ い て 同 じ ) 。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 四

第 二 期 以 後 の 利 子

毎 年 三 月 二 十 日 及 び 九 月 二 十 日  
を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い  
て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る  
利 子 を 支 払 う 。  
平 成 三 十 九 年 九 月 二 十 日  
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円  
日 本 銀 行  
平 成 十 九 年 十 月 三 十 日

十 五  
十 六  
十 七

償 還 金 額 限  
償 還 金 支 額  
元 利 金 支 額  
払 込 所 日

十 八